

合同会社設立ガイド

TRUSTiLL
GROUP

トラスティルグループ

この度は、当事務所の会社設立サービスのご利用、まことにありがとうございます。

まずは、この冊子をお読みいただき、流れに沿って会社を作る上で決めなければならないことを決め、チェックシートを埋めていただきます。

ここでは、STEP①からSTEP⑥までの各項目ごとのガイドに沿って進んでいくと、会社をつくる上で必要な事項が決まっていき、それがチェックシートの上から順に記入していけるようになっていきます。チェックシートの記入欄を埋めていき、最後にそれをご確認の上、当事務所宛てにお送り下さい。

STEP①	<u>本店所在地を決める</u>	P3
STEP②	<u>会社名を決める</u>	P3
STEP③	<u>事業目的を決める</u>	P5
STEP④	<u>事業年度(決算時期)を決める</u>	P6
STEP⑤	<u>資本金の額を決め、社員を決定する</u>	P7
STEP⑥	<u>代表社員と業務執行社員を決める</u>	P8

STEP①

本店所在地を決める

本店所在地とは会社の住所のことで、特に制限はないのでどこでも大丈夫です。住所表記も特に決まりはありません※。

ただ、住所は略さず「〇〇一丁目 2 番 3 号」のように表記するのが標準的です。建物名・部屋番号を入れない場合には、登記上の住所あてに郵便物が送られてくることがありますので、きちんと配達されるようあらかじめ郵便局で手続きをしておく必要があります。

※インターネット上の一部ウェブサイトでは、本店所在地の表記について「建物名や部屋番号は入れてはいけない」などと解説しているものもあるようですが、そのようなことはなく、建物名の記載につきましては、自由です。

本店所在地は、一般に言われる本社の場所とイコールである場合が多いと思います。ただし、本店を移転するには登記所(法務局)に対して所定の手続きを行う必要があり、移転先が同じ登記所の管轄かどうかで 6 万円もしくは 3 万円の費用がかかってきます。ですので、実際の会社の事務所とは別になるべく移転がないような場所、例えば自宅や実家を本店として登記するののひとつの考え方だと思います。

STEP②

会社名を決める

会社の名前(法律では「商号」といいます)を決めましょう。

名前を考えて、最初か最後に**合同会社**を付けて下さい。基本的には、有名企業の名前をつけたり、「銀行」など法律で特定の免許や登録を受けた者以外に使用が禁止されている言葉を入れない限りは自由につけてかまいません。

※ ひらがな、カタカナ、漢字、ローマ字、アラビア数字が使えます。

記号類は、「&」「'」「,」「-」「.」「・」の6種類が使えます。

極端に言うと、有名企業の名前をばくって「ソニー」とつけてみたり、「鈴木商店」よりも響きがかっこいいから「鈴木銀行」にしてみるなどの、常識的に考えておかしい、不法な目的に基づく事さえしなければ大丈夫ということです。なお余談ですが、「銀行」は銀行法で禁止されている

からダメですが、株式会社鈴木ファイナンシャルグループなら大丈夫です。要は禁止されている言葉は銀行などごく限られたものだけなので、常識で判断して下さいということです。

設立後に必要な許認可によっては、まれに商号に特定の言葉を入れる必要がある場合があります(例えば銀行業)が、通常は気にしなくても大丈夫です。

ただし、唯一問題になるのが、先ほどチェックシート(イ)で決めた本店所在地です。本店所在地と名前が全く同じ会社を2つ作ってはいけません。ただし、名前あるいは住所が少しでも違えば大丈夫です。

例えば、東京都文京区小石川5丁目3番5号を本店所在地とする「株式会社佐藤商会」という会社があるとして、そこに新たに「株式会社佐藤商会」というもう一つの会社を作ることは許されません。住所も名前も一緒だと区別不明になっちゃいますからね。ただし、名前が「株式会社佐藤商店」や「合同会社佐藤商会」または、「佐藤商会株式会社」ならOKですし、あるいは住所がお隣の文京区小石川5丁目3番6号ならば大丈夫です。

このように緩い規制ですので、さほど心配する必要はないと思います。

ただし、設立者本人が前に作った会社と同じ名前の会社を作ろうとして規制に引っかかったというケースが実際にありました。自分が前に作った会社と同名でないか、あるいは「佐藤商会」など一般的な名前の場合、ご家族などが既に作っていないか、などお気をつけ下さい。

しかしながら、近隣に同じ名前の会社があるとまぎらわしいですし、客を間違わせるためにわざと同じ名前にしていると言われてしまうと、不正競争防止法違反になる可能性もありますので、確認する意義がないわけではありません。

なお、確認を行う際は会社の本店所在地を管轄する登記所(法務局)へ行って「商号調査をしたい」と言えば、ファイルを閲覧することができます。いずれにしても法務局には行くこととなりますので、ついでに商号の調査もなさることをお勧めします。

STEP③

事業目的を決める

事業目的とは、設立する会社が行う事業・ビジネスの内容のことです。
例えば、「出版業」といったものです。

会社は、事業目的として決めた以外の事業をしてはならないとされているため(別にやったら警察に捕まるとか、そういう話ではありませんが)、事業目的は将来行うかもしれないビジネスまで見据えて、慎重に決定する必要があります。もちろん後に事業目的の変更・追加を行うことは可能ですが、その場合は手間も費用も余計にかかってしまいます。

さて、それでは事業目的を決める際の注意点を説明します。
事業目的は、次の3つの条件を満たす必要があります。

- | | |
|--------------|--|
| ① 明確性 | <u>どんな事業か一般の人によく分からないものはダメです</u> |
| ② 営利性 | <u>直接利益を上げるためのものである必要があります</u>
<u>ダメな例・「政治献金」「福祉施設への寄付」※1</u> |
| ③ 適法性 | <u>違法なビジネスを目的にはできません</u>
<u>ダメな例・「覚醒剤の製造および販売」</u> |

※1 事業目的とするのがダメなだけで、会社が実際に献金や寄付を行うことは可能です。

②③は常識で判断いただけだと思いますが、難しいのが①の明確性です。
一般の人に分かるかどうかというのは、時代によっても変わってきます。例えば、十数年前であれば「インターネット」という言葉は一般の人には何のことか意味が分からない、明確性に欠けるものだったと思われかもしれませんが、現在なら多くの人が分かるものとなっています。
では、どうしたらよいかというと次の3つの方法があります。

①同業他社の目的を真似する

すでに認められて登記がされている会社の目的であれば間違いなく条件を満たしています。会社の事業目的は登記事項証明書(いわゆる謄本です)に記載していますので、手数料 1000 円がかかりますが、参考にしたい会社のものを法務局で請求して持ち帰り、一字一句写してしましましょう。

※俗に言うパクリですが、これについては何の問題もないので安心して下さい。

②事例集で確認する

過去に審査された目的について、認められたかどうか載った事例集が発行されています。

実は2006年の新会社法の施行に伴って、目的の審査はかなりゆるくなっています。事例集の事例は、厳しい時代に審査され、認められてきたものですので、事例集で認められているものを書けばまず大丈夫です。

ネックなのは、事例集がわりと高価なことですが、法務局に行けばこのような事例集が閲覧できるようになっています。

③法務局の相談員に確認してもらう

一番確実な方法です。法務局には相談コーナーが設けられていますので、事業目的の案を持って相談してきて下さい。この相談でOKをもらっておけば、安心です。

※許認可を受けられる方へ

さて、許認可を受ける予定の方が、最も注意しなければいけないポイントが、この事業目的です。許認可によっては、目的に所定の事項が記載されていることが、その許認可を受けられる条件になっているのです。

例えば、人材派遣会社を営むために必要な「労働者派遣事業許可」を受けるには、目的に「労働者派遣事業」が入っていることが必要です。念のため、よくご確認ください。

STEP④ 事業年度を決める

事業年度を決める、というのは言い換えると決算を何月にするか決めるということです。

一般的には国の会計年度と同じ3月決算の会社が多いですが、この場合は毎年4月1日から3月31日までが事業年度で、3月31日までを一区切りとして、2ヶ月後の5月末までに税金の申告と納付を行います。

何月決算にするかは、自由に決めることができますが、決算というのは大変手間のかかる作業ですので、本業が忙しい時期を外して決められることをおすすめします。また、決算を何月にするかによって会社設立初年度の期間が変わってくることにも注意が必要です。例えば、5月17日に5月決算の会社を設立したとすると、2週間後の5月31日には最初の決算期が来てしまい、設立早々に事務負担が発生してしまいます。

また、2月決算にする場合、事業年度は「3月1日から2月28日」としたのではダメです。理由はお分かりですよね？そうです、うるう年で4年に1度は29日まであるからです。こういう場合は、「3月1日から2月末日」とします。

STEP⑤

資本金の額を決め、社員を決定する

■資本金総額

まず「全部でいくら」です。これを資本金総額といいますが、法律上はいくらでもかまいません。1円でも100億円でも構わないのですが、極端に少ないとビジネスをしていく上で、周囲の信頼を得られないと思われまますので、「資本金1円」はあまりおすすめできません。そもそも合同会社の設立には法務局へ払う登録免許税として、最低6万円は必要になりますが、これは設立後の会社に請求することができます。よって、最低でもこの金額は資本金にできます。

また、許認可の種類によっては、資本金いくら以上の会社でないとダメ、と決まっているものがあります。許認可が必要なビジネスをなさる方はこの点にも十分注意して資本金を決めて下さい。

なお、少し難しい話になりますが、売上が年間1000万円を超える会社は、国に消費税を納める義務があります。ところが、新しく設立された会社は、売上に関わらず、設立から2期は消費税を納めなくともよい特典があるのです。ただし、設立時の資本金が1000万円以上の会社はこの特典の対象外とされています。このあたりもご留意の上、資本金をお決めになってください。

■社員

全体の額が決まったら、次に、「誰がいくらずつ」お金を出すか決めて下さい。お金を出す人が複数いる場合には、それぞれが出す金額を決めて、それが出資額全体の中でどういう割合になるのかを確認して下さい。

終わったらチェックシートの(へ)社員に、お金を出す人の氏名と住所と金額を記入して下さい。便宜上、欄は5人分用意していますが、別に何人でも構いません。この場合の「社員」とは、「合同会社に出資する人」という意味であり、「従業員」という意味ではありませんので、注意して下さい。

※出資は現金に限らず、自動車を1台といった出資も可能です(現物出資といいます)。現物出資をなさる場合には、チェックシートの現物出資欄に、出資する物を特定するための情報(メーカー・型番・製造年・製造番号など、その物の種類に応じてなるべく詳細に)、その金額(現物出資の額は、500万円を超えると、手続きが大変面倒になりますので、500万円以下の額でお願いします)をご記入下さい。

STEP⑥

代表社員と業務執行社員を決める

社員が決まったら、次は社員の中から業務執行社員を選び、さらに業務執行社員の中から代表社員を選びます。社員が一人の場合は、自動的に社員兼業務執行社員兼代表社員になります。

■業務執行社員を決める

社員の中には、「出資はするけれども経営にはタッチしない」という人がいる場合があります。そのような場合、社員の中で実際に会社の経営に関わる人を業務執行社員にします。もし社員全員が経営に関与する場合には、全員が業務執行社員となります。

■代表社員を決める

代表社員というのは、株式会社における代表取締役と同じ役割で、合同会社に業務執行社員が複数いる場合には、その中から代表社員を1名選びます。(業務執行社員が1名の場合には、その方が自動的に代表社員となります。)普通は代表社員＝社長となります。代表社員は、法律上は1名でなくとも、それこそ業務執行社員全員が代表社員でも構わないのですが、そうすると取引先などの外部から見て社長がたくさんいるような状態になってしまい混乱します。よほどの大企業でない限り1名だけを選ぶことをおすすめします。なお、代表社員を二人以上にする場合は、チェックシートの欄に「代表社員」と書き加えて下さい。

代表社員と業務執行社員が決まったら、チェックシート(ト)の①に代表社員の②以降にはその他の業務執行社員の氏名と住所を記入して下さい。

これでチェックシートの欄がすべて埋まったと思います。これで必要事項の決定は終了です！

お疲れさまでした。これより後は、私どもが責任を持って書類作成・手続を行わせていただきます。

合同会社設立ガイドブック

著者 小倉 純一

Copyright (c) Junichi Ogura

いかなる形態や方法による無断複製および無断複写もこれを禁ずる。